



平成28年 2月1日発行 第139号

○報酬算定・運営基準

- 「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しました」
- 「平成28年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します。」
- 「地域密着型通所介護事業所への移行に伴う加算届の提出について（処遇改善加算を除く）」
- 「平成28年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」
- 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について（平成27年度後期分）～今期から要件が変更になります」
- 「福祉用具専門相談員の資格要件に係る経過措置の終了について」

○お知らせ

- 「平成28年4月1日に、事業所の利用定員が19名未満の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認ください。」
- 「高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。見守りの方々のお力を貸してください！3月7日までお申込みいただけます。」

○注意

- 「インフルエンザの総合対策の推進について」

報酬算定・運営基準

○ 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しました

このたび、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」）について、都における有料老人ホームの状況等を踏まえ、改正を行いました。

今回の改正では、外部サービス（医療・介護サービス）を入居者が自ら選択できる原則の徹底や、事故防止の取組みなど、様々な規定の新設・整備を行っています。主な改正項目・適用日は以下のとおりです。

- (1) これまで指針適用対象外であったサービス付き高齢者向け住宅について、老人福祉法で定める有料老人ホームの定義に該当するものを指針の適用対象に追加【一部都独自規定あり】
- (2) 外部サービスを入居者が自ら選択できるという原則の徹底
- (3) 事故防止の取組み及び都への事故報告等に関する規定整備【都独自】
- (4) 認知症介護、喀痰吸引等及び看取り介護に関する研修等の規定新設【都独自】
- (5) 入居者の金銭管理に関する規定整備【都独自】
- (6) 高齢者虐待防止法や消費者契約法など関連法令を踏まえた対応を講じるよう明記
- (7) 既存建築物を転用する場合等の設備基準に関する特例措置の規定整備
- (8) 住宅職員が介護保険サービス業務を兼ねる場合、勤務状況を適切に管理すべきことを明記

<適用日>

平成28年4月1日（ただし上記（3）に係る改正は平成28年1月1日から適用）

【東京都福祉保健局ホームページ】

平成28年1月22日に実施した指針改正の説明会資料をホームページに掲載していますので、ご確認ください。

→高齢者>高齢者施設>有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）>東京都有料老人ホーム設置運営指導指針

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/youryou/shishin.html>

【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL 03-5320-4296

## ○ 平成28年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します。

平成28年度介護職員処遇改善計画書を平成28年2月1日（月曜日）から郵送にて受け付けます。  
平成27年度において介護職員処遇改善加算を算定していた事業所で、引き続き平成28年度介護職員処遇改善加算を算定するときは、平成28年2月29日（月曜日）【期限必着】までに平成28年度介護職員処遇改善計画書を各指定権者に御提出ください。

※地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行される既存の通所介護事業所（利用定員19人未満）におかれましても、平成28年度介護職員処遇改善計画書は東京都へ御提出ください。

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【郵送先】提出はすべて郵送にて受け付けます。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課 介護職員処遇改善加算担当あて

### ※ 地域密着型サービスを行っている事業所の方へ

東京都提出分と地域密着型サービスを合わせて実施している事業所の方は、東京都と各区市町村へ計画書を御提出ください。

現在、地域密着型サービスのみを実施している事業所の方は、各区市町村へ御提出ください。  
(東京都への提出は不要です。)

【お問合せ先】介護保険課 介護事業者係 介護職員処遇改善加算担当

TEL03-5320-4343

※受付時間: 平日9時00分～17時30分(12時00分～13時00分を除く)

## ○ 地域密着型通所介護事業所への移行に伴う加算届の提出について（介護職員処遇改善加算を除く）

平成28年4月1日に地域密着型通所介護事業所に移行する事業者における、平成28年4月1日適用の加算届の取扱いは以下のとおりです。

○平成28年4月1日適用で従来の届出内容を変更しない場合  
改めての加算届の提出は不要です。

○平成28年4月1日適用で従来の届出内容を変更する場合

- 平成28年3月15日（火曜日）【期限必着】までに、各区市町村（事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。）へ加算届を提出することによって、平成28年4月から変更後の内容での算定が可能になります。
- 上記期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む）は、平成28年5月1日以降の適用となりますので、十分にご注意ください。
- 既に指定通所介護事業所として届け出ている加算を取り下げる場合は、平成28年3月31日までの提出分（到着分）までは東京都へ、平成28年4月1日以降の提出分は各区市町村（事業所の所在地ではないが、その事業所を利用している被保険者がいる区市町村も含む。）へ届出をしてください。

※介護職員処遇改善加算については、前記「平成28年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します。」をご覧ください。

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 平成28年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

については、平成28年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成27年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成28年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成27年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所または、平成28年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

なお、指定通所介護事業所については【（通所介護事業所関係）平成28年度の注意点】を参照のうえ、ご確認ください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。  
（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成28年3月1日から3月15日（火曜日）まで【期限必着】

計算方法や必要書類等の案内は2月中旬以降、下部 URL からダウンロードできます

## 【(通所介護事業所関係) 平成28年度の注意点】

### ○「小規模型」の区分が廃止されます。

「小規模型」の区分が廃止され、「通常規模型※1」、「大規模型（Ⅰ）」及び「大規模型（Ⅱ）」のみとなります。これに伴い、平成27年度に「小規模型」で区分されていた事業所が「通常規模型」に移行する場合は書類の提出の必要はありません。※2

※1 前年度1月当たり平均利用延人数750人以内の事業所は、地域密着型通所介護に移行する事業所を除き、すべて「通常規模型」となります。

※2 ただし、各事業所において計算結果を確認しておいてください。

### ○平成28年4月1日に、事業所の利用定員が19名未満の通所介護事業所は「地域密着型通所介護事業所」に移行するため、「地域密着型通所介護費」の報酬が適用されます。

平成28年4月1日に地域密着型通所介護事業所に移行する場合は書類を提出する必要はありません。

## ★(参考) 通所介護の介護報酬見直し案(平成28年4月1日施行(予定))

### ・通所介護

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai/tusho\\_minashi\\_files/2804tusho\\_yotei.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai/tusho_minashi_files/2804tusho_yotei.pdf)

### ・地域密着型通所介護

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai/tusho\\_minashi\\_files/2804tiikimittiyakutusho\\_yotei.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai/tusho_minashi_files/2804tiikimittiyakutusho_yotei.pdf)

## ◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション(老人保健施設除く)」

### 【計算方法・必要書類等掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

### 【提出及びお問い合わせ先】

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

## ◆通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

### 【計算方法・必要書類等掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

### 【提出先及びお問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

## ○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成27年度後期分)～今期から要件が変更になります～

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都(※)に提出する必要があります。平成27年度後期分(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)の提出期間は3月1日から3月15日までになります。

※ 中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくことになります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成27年度前期は減算に該当していなかったが、平成27年度後期から減算に該当する
- ② 平成27年度前期は減算に該当していたが、平成27年度後期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者係

平成27年度介護報酬改定により、居宅介護支援における特定事業所集中減算について、今回の判定期間から適用要件が変更となりましたので、提出書類の様式や「正当な理由」の判断基準も変更されています。変更後の提出書類の様式や「正当な理由」の判断基準、Q&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算(平成27年度後期分以降) のページです。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/gyoumutodoke/27\\_gensan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html))

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 福祉用具専門相談員の資格要件に係る経過措置の終了について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第397号）により、平成27年4月1日から福祉用具専門相談員となるための要件から、養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）が除かれています。

これについて、平成27年4月1日の施行の際に現に養成研修修了者であった者については、従前の例によらず経過措置が適用されていましたが、平成28年3月31日をもって、経過措置の期間が終了いたします。

### 【参照】

■介護保険最新情報 vol. 402 …介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

■介護保険最新情報 vol. 406 …「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報  
>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報（厚生労働省からの通知）>介護保険最新情報（過去分 vol. 385~430）

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishinkako385\\_430.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishinkako385_430.html))

### お知らせ

## ○ 平成28年4月1日に、事業所の利用定員が19名未満の通所介護は、「地域密着型通所介護」に移行します。定員の考え方等を御確認ください。

平成28年4月1日に、指定通所介護事業所のうち、「事業所の利用定員」が厚生労働省令で定める数（19名未満を予定）の事業所については、「地域密着型通所介護」に移行します。

「指定通所介護事業所の利用定員」とは、事業所において同時に「指定通所介護」の提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。

対象となる事業所の定員の考え方地域密着型サービスの取扱いについて、以下のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>指定後の届出・手続き・通知等>7 通所介護・介護予防通所介護

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html))

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ **高齢者を狙った悪質商法が後を絶ちません。見守りの方々のお力を貸してください！3月7日までお申込みいただけます。**

無料

**「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！**

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで <b>【先着300回】</b>
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>高齢者見守り人材向け出前講座  
([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

## ○ インフルエンザ総合対策の推進について

厚生労働省では、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」を取りまとめ、インフルエンザの予防に向けての普及啓発活動や施設内感染防止対策等を引き続き推進していくこととしており、下記ホームページからご確認いただけます。

また、東京都感染症情報センターのホームページでは、インフルエンザの発生状況など、最新のインフルエンザ情報をまとめていますのでご活用ください。

インフルエンザは毎年冬季に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされています。

各介護サービス事業所及び施設におかれましては、感染予防・感染拡大防止等適切な対策に努めていただくようお願いします。

### 【厚生労働省ホームページ】

「平成 27 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

「インフルエンザ(総合ページ)」

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/influenza/index.html))

### 【東京都感染症情報センターホームページ】

「東京都インフルエンザ情報」 (<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/flu/>)

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>利用者の安全確保にかかる注意喚起>感染症・食中毒等について

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kai go\\_lib/tyuui/kansen.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kai go_lib/tyuui/kansen.html))